

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、NPO 法人ディスカバリーくまもとという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を熊本県熊本市中央区北千反畑町7番26号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、熊本を訪れる外国人および研修目的の国内外からの訪問者や、熊本県下の若い世代に対して、熊本城を中心に熊本の歴史文化を、主として英語で紹介し、その活動を通して、国際交流を築き、次世代へこの活動をつなげていくことに関する事業を行い、熊本の観光促進と地域の活性化に貢献し、国際交流そして次世代教育に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 観光の振興を図る活動
- (2) 国際協力の活動
- (3) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 旅行業法に基づく旅行サービス手配事業
- (2) 研修事業
- (3) その他、この法人の目的を達成するのに必要な企画・運営事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。既納の入会金、会費は、これを返還しない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。

- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) 個人の利益目的に活動した場合。
- (4) 売名行為と見られる活動をした場合。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上10人以内
 - (2) 監事 2人
- 2 理事のうち、1人を理事長、2人を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第19条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業計画及び活動予算並びにその変更

(5) 事業報告及び活動決算

(6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬

(7) 理事会より付議された事項

(8) 会費の金額

(開催)

第23条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の3分の2以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第24条 総会は、第23条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第23条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 25 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 26 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 27 条 総会における議決事項は、第 24 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 28 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面または電子メールをもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第 26 条、第 27 条第 2 項、第 29 条第 1 項第 2 号及び第 49 条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 29 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が記名、押印しなければならない。
- 3 前 2 項の規定に関わらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第 6 章 理事会

(構成)

第 30 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 31 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 48 条において同じ。）
その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (2) 事務局の組織及び運営
- (3) その他運営に関する重要事項
- (4) 総会に付議すべき事項
- (5) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (6) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 32 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 14 条第 5 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 33 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第 32 条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 10 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 34 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第 35 条 理事会における議決事項は、第 33 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 36 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第 35 条第 2 項及び第 37 条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。
- 5 理事は、理事 3 分の 2 以上の合意がない限り、特定の行為の代理を他人に委任することは出来ない。

(議事録)

第 37 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が記名、押印しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 38 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第 39 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第 40 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第47条 この法人の事業年度は、毎年6月1日に始まり翌年5月31日に終わる。

(臨機の措置)

第48条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の3分の2以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 社員総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

- (3) 社員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続き開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の3分の2以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。
(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散（合併又は破産手続き開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、解散時の総会において議決した者に譲渡するものとする。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の掲示場に掲示するとともに、内閣府NPO法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第54条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	野 田 恭 子
副理事長	古園井 佐絵子
副理事長	東 征 徳
理事	小 堀 郁 江
理事	伊 藤 晴 雄
理事	松 井 夕 美
理事	上 野 良 子

監事	正源司 克 也
監事	緒 方 博 子

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず成立の日から平成26年8月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、成立の日から平成25年5月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員入会金 0 円
正会員会費 3,000 円 (1 年間分)

(2) 賛助会員会費 (1 年間分)
賛助会員入会金 0 円
団体賛助会員 5,000 円／一口
個人賛助会員 2,000 円／一口

2018 年度事業計画書

2018 年 6 月 1 日から 2019 年 5 月 31 日まで

NP0 法人ディスプレイバーくまもと

1) 事業実施の方針：熊本地震から 2 年過ぎたが、欧米からの観光客はまだまだ本格的には戻って来ていない。しかし来年 2019 年熊本で国際スポーツイベントが開催されるので、多くの外国人が熊本を訪れると予想される。そこで本年度は、それに備え活動をしていくと同時に、世界に向けて熊本城や阿蘇の復興状況を発信し、熊本の観光復興に積極的に関わっていく。また、熊本城復興の将来を見据えて、次世代観光人材育成事業も継続していく。

1) 事業の実施に関する事項：(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施 予定日	実施予定場所	従業者の 予定人数	受益対象者の範囲 及び予定人数	支出 見込み額
旅行業法に基 づく旅行サー ビス手配事業	* 熊本の観光復興に貢献する事を目的とするガイド * 国際交流・グローバルなつながりを目的としたガイド * 2020 年開催の東京オリンピックを視野にいったガイド * 水前寺成趣園常駐ガイドの無料化することにより一層、水前寺地域の活性化に貢献する	随時	熊本城周辺 加藤神社内 水前寺成趣園 霊巖洞（宮本武蔵） 島田美術館 阿蘇地方 五家荘 上益城郡益城町 川尻、八代周辺	30～40 名	外国人一般 熊本県内外の一般人 （会社員や教職員） 人数は規模により異なる	400,000 円
	広報（HP、PR 事業他会の諸活動などに関する情報を世界に提供） ホームページ開設 FB でも世界とつながる	随時	事務所 または指定の場所	5～7 名	会員及び熊本県内外 の一般市民及び国内 外の一般市民と外国 人（在熊外国人含）	99,500 円

研修事業	<u>メンバー育成</u> *2020年東京オリンピック開催に備え、世界のスポーツに関する知識の習得、及びそれに関する英会話力とガイドスキル向上 *熊本県下の食文化や伝統文化を世界に発信できるように学び、ガイド活動へつなぐ	月1回 年10回	国際交流会館他 実地研修	30～40名 程度 随時異なる	会員全員 (40～60名程度)	60,000円
	*次世代育成/観光人材育成 小中高校生等へ出前講座 《英語でボランティアガイド養成》 講座+地域活性化	随時	県内外の各学校や 地域の歴史文化遺産地区	20～30名 程度	熊本県の小学生・中学生・高校生・地域の方々(人数は随時異なる) 30～50名	102,000円
	国内外/県内外の他団体と相互関係を築き、交流を行い、熊本の経済復興、観光復興へつなげる。 熊本県内に限らず、九州内のボランティアガイド団体との協働(コラボレーション)を目指す。	1～2回	各ボランティア団体指定地 益城町・西原村 上天草・天草・菊池 山鹿・阿蘇・五家荘 他	30～40名 随時異なる	会員全員・熊本県の一般市民団体 60名～100名程度	50,000円
	*肥後細川藩の伝統文化を学ぶため、各分野の専門家を招き、講座や講演会を開く *グローバルホスピタリティ講座 開催(異文化理解の大切さ他)	4～5回	国際交流会館他	30～40名	会員全員・熊本県の一般市民団体 60～100名程度	30,000円
その他の法人の目的達成するのに必要な企画・運営事業						

2019 年度事業計画書

2019 年 6 月 1 日から 2020 年 5 月 31 日まで

NPO 法人ディスカバリーくまもと

1) 事業実施の方針：2019 年は熊本で国際スポートイベントが開催され、多くの外国人が熊本を訪れる。そして 2020 年はいよいよ東京オリンピックが開催される。それに備える活動をしていくと同時に、世界に向けて熊本城や阿蘇の復興状況を続けて発信し熊本の観光復興にさらに積極的にいかかわっていく。また、熊本城復興後の将来を見据えて、次世代観光人材育成事業も継続していく。

1) 事業の実施に関する事項：(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施 予定日	実施予定場所	従業者の 予定人数	受益対象者の範囲 及び予定人数	支出 見込み額
旅行業法に基 づく旅行サー ビス手配事業	* 熊本の観光復興に貢献する事を目的とするガイド * 国際交流・グローバルなつながりを目的としたガイド * 2020 年開催の東京オリンピックを視野にいたれたガイド * 水前寺成趣園常駐ガイドの無料化することにより一層、水前寺地域の活性化に貢献する	随時	熊本城周辺 加藤神社内 水前寺成趣園 霊巖洞 (宮本武蔵) 島田美術館 阿蘇地方 五家荘 上益城郡益城町 川尻、八代周辺	30～40 名	外国人一般 熊本県内外の一般人 (会社員や教職員) 人数は規模により異なる	400,000 円
	広報 (HP、PR 事業他会の諸活動などに関する情報を世界に提供) ホームページ開設 FB でも世界とつながる	随時	事務所 または指定の場所	5～7 名	会員及び熊本県内外 の一般市民及び国内 外の一般市民と外国 人 (在熊外国人会)	99,500 円

研修事業	メンバー育成 *2020年東京オリンピック開催に備えて、世界のスポーツに関する知識の習得、及びそれに関する英会話力とガイドスキル向上 *熊本県下の食文化や伝統文化を世界に発信できるように学び、ガイド活動へつながる	月1回 年10回	国際交流会館他 実地研修	30～40名 程度 随時異なる	会員全員 (40～60名程度)	60,000円
	*次世代育成/観光人材育成 小中高校生等へ出前講座 《英語でボランティアガイド養成》 講座+地域活性化	随時	県内外の各学校や 地域の歴史文化遺産地区	20～30名 程度	熊本県の小学生・中学生・高校生・地域の方々(人数は随時異なる) 30～50名	102,000円
	国内外/県内外の他団体と相互関係構築、交流を行い、熊本の経済復興、観光復興へつなげる。 熊本県内に限らず、九州内のボランティアガイド団体との協働(コラボレーション)を目指す。	1～2回	各ボランティア団体指定地 益城町・西原村 上天草・天草・菊池 山鹿・阿蘇・五家荘 他	30～40名 随時異なる	会員全員・熊本県的一般市民団体 60名～100名程度	50,000円
	その他この法人の目的を達成するのに必要企画・運営事業 *肥後細川藩の伝統文化を学ぶため、各分野の専門家を招き、講座や講演会を開く *グローバルホスピタリティ講座開催(異文化理解の大切さ他)	4～5回	国際交流会館他	30～40名	会員全員・熊本県的一般市民団体 60～100名程度	30,000円

2018年度 活動予算書
2018年6月1日から2019年5月31日まで

(法人名：NPO法人ディスカバリーくまもと)

科目	金額 (単位：円)		
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費	160,000		
賛助会員受取会費	10,000	170,000	
2 受取寄附金			
受取寄附金		0	
3 受取助成金等			
受取民間助成金	170,000	170,000	
4 事業収益			
旅行業法に基づく旅行サービス手配事業収益	350,000		
研修事業収益	150,000		
その他の事業収益	10,000	510,000	
5 その他収益			
受取利息	5		
雑収入	60,000	60,005	
経常収益計			910,005
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			
給料手当			
臨時雇賃金			
法定福利費			
人件費計	0		
(2) その他経費			
ガイド交通費	250,000		
旅費交通費	150,000		
通信運搬費	12,000		
印刷製本費	82,000		
消耗品費	45,000		
諸謝金	30,000		
広報費	100,000		
支払手数料	1,500		
保険料	0		
会議費	70,000		
雑費	1,000		
その他経費計	741,500		
事業費計		741,500	
2 管理費			
(1) 人件費			
給料手当			
役員報酬			
福利厚生費			
人件費計	0		
(2) その他経費			
旅費交通費	10,000		
通信運搬費	12,000		
印刷製本費	32,000		
消耗品費	20,000		
会議費	10,000		
雑費	1,000		
その他経費計	85,000		
管理費計		85,000	
経常費用計			826,500
当期経常増減額			83,505
III 経常外収益			
経常外収益計		0	0
IV 経常外費用			
経常外費用計		0	0
税引前当期正味財産増減額			83,505
法人税 (県21,000円、市60,000円)			81,000
税引後当期正味財産増減額			2,505
前期繰越正味財産額			389,985
次期繰越正味財産額			392,490

活動予算書の注記（2018年度）

NPO法人ディスカバリーくまもと

1. 重要な会計方針

活動予算書の作成は、NPO法人会計基準（2010年7月20日 2011年11月20日一部改正
NPO法人会計基準協議会）によっています。

(1) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

2. 事業費の内訳

単位：円

科目	旅行業法に基づく 旅行サービス手配 事業費	研修事業費	その他の事業費	合 計
(1) 人件費				
給料手当	0	0	0	0
臨時雇賃金	0	0	0	0
法定福利費	0	0	0	0
人件費計	0	0	0	0
(2) その他経費				
ガイド交通費	250,000	0	0	250,000
旅費交通費	86,000	64,000	0	150,000
通信運搬費	6,000	6,000	0	12,000
印刷製本費	20,000	57,000	5,000	82,000
消耗品費	10,000	30,000	5,000	45,000
諸謝金	10,000	10,000	10,000	30,000
広報費	100,000	0	0	100,000
支払手数料	1,500	0	0	1,500
会議費	15,000	45,000	10,000	70,000
雑費	1,000	0		1,000
その他経費計	499,500	212,000	30,000	741,500
合 計	499,500	212,000	30,000	741,500

2019年度 活動予算書
2019年6月1日から2020年5月31日まで

(NPO法人ディスカバリーくまもと)

科目	金額 (単位: 円)		
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費	160,000		
賛助会員受取会費	10,000	170,000	
2 受取寄附金			
受取寄附金	0	0	
3 受取助成金等			
受取民間助成金	170,000	170,000	
4 事業収益			
旅行業法に基づく旅行サービス手配事業収益	350,000		
研修事業収益	150,000		
その他の事業収益	10,000	510,000	
5 その他収益			
受取利息	5		
雑収入	60,000	60,005	
経常収益計			910,005
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	0		
臨時雇賃金	0		
法定福利費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
ガイド交通費	250,000		
旅費交通費	150,000		
通信運搬費	12,000		
印刷製本費	82,000		
消耗品費	45,000		
諸謝金	30,000		
広報費	100,000		
支払手数料	1,500		
保険料	0		
会議費	70,000		
雑費	1,000		
その他経費計	741,500		
事業費計		741,500	
2 管理費			
(1) 人件費			
給料手当	0		
役員報酬	0		
福利厚生費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
旅費交通費	10,000		
通信運搬費	12,000		
印刷製本費	32,000		
消耗品費	20,000		
会議費	10,000		
雑費	1,000		
その他経費計	85,000		
管理費計		85,000	
経常費用計			826,500
当期経常増減額			83,505
III 経常外収益			
経常外収益計		0	0
IV 経常外費用			
経常外費用計		0	0
税引前当期正味財産増減額			83,505
法人税 (県21,000円、市60,000円)			81,000
税引後当期正味財産増減額			2,505
前期繰越正味財産額			392,490
次期繰越正味財産額			394,995

活動予算書の注記（2019年度）

NPO法人ディスカバリーくまもと

1. 重要な会計方針

活動予算書の作成は、NPO法人会計基準（2010年7月20日 2011年11月20日一部改正
NPO法人会計基準協議会）によっています。

(1) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

2. 事業費の内訳

単位：円

科目	旅行業法に基づく 旅行サービス手配 事業費	研修事業費	その他の事業費	合 計
(1) 人件費				
給料手当	0	0	0	0
臨時雇賃金	0	0	0	0
法定福利費	0	0	0	0
人件費計	0	0	0	0
(2) その他経費				
ガイド交通費	250,000	0	0	250,000
旅費交通費	86,000	64,000	0	150,000
通信運搬費	6,000	6,000	0	12,000
印刷製本費	20,000	57,000	5,000	82,000
消耗品費	10,000	30,000	5,000	45,000
諸謝金	10,000	10,000	10,000	30,000
広報費	100,000	0	0	100,000
支払手数料	1,500	0	0	1,500
会議費	15,000	45,000	10,000	70,000
雑費	1,000	0		1,000
その他経費計	499,500	212,000	30,000	741,500
合 計	499,500	212,000	30,000	741,500